



この正誤表は更新される場合があります。最新版はICBAの HP (<http://www.icba.or.jp/kenchikuhorei/pdf/ybook2015seigo3.pdf>) でご確認ください。

No.	ページ	行等 (Lは行数)	正	誤	備考
1	27	L18	最終改正 平成28年5月31日国土交通省告示第791号	最終改正 平成28年4月1日国土交通省告示第613号	H29/10/3追加
2	27	L43	(5) 特定天井が平成25年国土交通省告示第771号第3第2項若しくは第3項に定める基準に適合するもの、令第39条第3項の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けるもの又は同告示第3第4項第一号に定める構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられたもの	(5) 特定天井が平成25年国土交通省告示第771号第3第1項に定める基準に適合するもの、令第39条第3項の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けたもの又は同告示第3第2項第一号に定める基準に適合するもの	H29/10/3追加
3	30	L7	・・・が前号イ若しくはハ又はホ(木造と鉄骨造の構造を併用するものに限る。)及びトに該当するもの以外のもの	・・・が前号イ若しくはハ又はホ(木造と鉄骨造の構造を併用するものに限る。)に該当するもの以外のもの	H30/4/12追加
4	30	L15	(1) 平成14年国土交通省告示第666号第1第2項第一号ロ(1)から(3)までに規定する構造方法に該当するもの	(1) 平成14年国土交通省告示第666号第1第2項第一号ロ(1)から(3)までに規定する構造方法に該当し、天井がトに該当するもの	H30/4/12追加
5	30	L17	(2) 骨組の構造が第五号イからへまでのいずれかに該当し、天井がトに該当するもの	(2) 骨組の構造が第五号イからへまでのいずれかに該当するもの	H30/4/12追加
6	30	L21	(2) 骨組の構造が第一号イ(5)に適合するもの	(2) 骨組の構造が第五号イからへまでのいずれかに該当するもの	H30/4/12追加
7	34	構造種別規模によるもの 骨組膜構造 上表	(略) ・骨組の構造が平19国交告第593号第五号イからへのいずれかに適合 ・特定天井について応答スペクトル法等によらず令第39条第3項の規定に適合	(略) ・骨組の構造が平19国交告第593号第五号イからへのいずれかに適合	H30/4/12追加
8	34	構造種別規模によるもの 骨組膜構造 下表	・平14国交告第666号第5第1項各号、第2項から第6項(第4項を除く)に規定する構造計算 ・特定天井について応答スペクトル法等によらず令第39条第3項の規定に適合	・平14国交告第666号第5第1項各号、第2項から第6項(第4項を除く)に規定する構造計算	H30/4/12追加
9	157	表3.6-3 溶接部の定義	 溶接金属(溶融母材+溶着金属)	 溶接金属(溶融母材+溶着金属)	H29/8/18追加
10	183	別表(は)せき板	1平方ミリメートルにつき5ニュートン	1平方センチメートルにつき5ニュートン	H30/9/14追加
11	171~ 172		σ_{xx} 例) $\sigma_{y0} \sigma_{z0} E$	ζ_{xx} 例) $\zeta_{y0} \zeta_{z0} E$	H29/8/18追加
12	180	L2	最終改正 平成28年3月31日国土交通省告示第502号	最終改正 平成28年3月17日建設省告示第502号	H29/7/28追加
13	182~ 195	右頁のフッター	3.7 鉄筋コンクリート造(令第71条~令第79条)	3.7 鉄筋コンクリートの強度(令第74条)	H29/8/3追加
14	212	政令第80条の3	最終改正 平成27年1月15日政令第6号		H30/1/31追加
15	212	囲み内 L3	第9条第1項	第8条第1項	H30/1/31追加
16	212	囲み内 L5 囲み内 L11	同法第9条第2項	同法第8条第2項	H30/1/31追加
17	212	囲み内 L9	河道閉塞	河道閉鎖	H30/1/31追加
18	212	L12	(土砂法第9条第2項)	(土砂法第8条第2項)	H30/1/31追加

No.	ページ	行等 (Lは行数)	正	誤	備考																						
19	261	L14	$Cs_i \geq 0.3Z \left(1 - \frac{h_i}{h} \right)$	$\geq 0.3 \left(1 - \right)$	H29/8/3追加																						
20	282	表	<table border="1"> <tr> <td>HがZ_b以下の場合</td> <td>$E_r = 1.7 \left(\frac{Z_b}{Z_c} \right)^a$</td> </tr> <tr> <td>HがZ_bを超える場合</td> <td>$E_r = 1.7 \left(\frac{H}{Z_c} \right)^a$</td> </tr> </table>	HがZ _b 以下の場合	$E_r = 1.7 \left(\frac{Z_b}{Z_c} \right)^a$	HがZ _b を超える場合	$E_r = 1.7 \left(\frac{H}{Z_c} \right)^a$	<table border="1"> <tr> <td>HがZ_b以下の場合</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>HがZ_bを超える場合</td> <td>—</td> </tr> </table>	HがZ _b 以下の場合	—	HがZ _b を超える場合	—	H29/8/3追加														
HがZ _b 以下の場合	$E_r = 1.7 \left(\frac{Z_b}{Z_c} \right)^a$																										
HがZ _b を超える場合	$E_r = 1.7 \left(\frac{H}{Z_c} \right)^a$																										
HがZ _b 以下の場合	—																										
HがZ _b を超える場合	—																										
21	291	下表	<table border="1"> <tr> <td>HがZ_b以下の場合</td> <td></td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">HがZ_bを超える場合</td> <td>ZがZ_b以下の場合</td> <td>$\left(\frac{Z_b}{H} \right)^{2a}$</td> </tr> <tr> <td>ZがZ_bを超える場合</td> <td>$\left(\frac{Z}{H} \right)^{2a}$</td> </tr> <tr> <td colspan="3">この表において、Z_b及びaは、それぞれ次の数値を表すものとする。 Z_b 第1第2項の表に規定するZ_bの数値 a 第1第2項の表に規定するaの数値</td> </tr> </table>	HがZ _b 以下の場合		1.0	HがZ _b を超える場合	ZがZ _b 以下の場合	$\left(\frac{Z_b}{H} \right)^{2a}$	ZがZ _b を超える場合	$\left(\frac{Z}{H} \right)^{2a}$	この表において、Z _b 及びaは、それぞれ次の数値を表すものとする。 Z _b 第1第2項の表に規定するZ _b の数値 a 第1第2項の表に規定するaの数値			<table border="1"> <tr> <td>HがZ_b以下の場合</td> <td></td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">HがZ_bを超える場合</td> <td>ZがZ_b以下の場合</td> <td>$\left(\frac{-b}{-} \right)^a$</td> </tr> <tr> <td>ZがZ_bを超える場合</td> <td>$\left(- \right)^a$</td> </tr> <tr> <td colspan="3">この表において、Z_b及びaは、それぞれ次の数値を表すものとする。 Z_b 第1第2項の表に規定するZ_bの数値 a 第1第2項の表に規定するaの数値</td> </tr> </table>	HがZ _b 以下の場合		1.0	HがZ _b を超える場合	ZがZ _b 以下の場合	$\left(\frac{-b}{-} \right)^a$	ZがZ _b を超える場合	$\left(- \right)^a$	この表において、Z _b 及びaは、それぞれ次の数値を表すものとする。 Z _b 第1第2項の表に規定するZ _b の数値 a 第1第2項の表に規定するaの数値			H29/8/3追加
HがZ _b 以下の場合		1.0																									
HがZ _b を超える場合	ZがZ _b 以下の場合	$\left(\frac{Z_b}{H} \right)^{2a}$																									
	ZがZ _b を超える場合	$\left(\frac{Z}{H} \right)^{2a}$																									
この表において、Z _b 及びaは、それぞれ次の数値を表すものとする。 Z _b 第1第2項の表に規定するZ _b の数値 a 第1第2項の表に規定するaの数値																											
HがZ _b 以下の場合		1.0																									
HがZ _b を超える場合	ZがZ _b 以下の場合	$\left(\frac{-b}{-} \right)^a$																									
	ZがZ _b を超える場合	$\left(- \right)^a$																									
この表において、Z _b 及びaは、それぞれ次の数値を表すものとする。 Z _b 第1第2項の表に規定するZ _b の数値 a 第1第2項の表に規定するaの数値																											
22	310	(1)式	$Q_a + Q_{FN} \leq \frac{Q_p + Q_{FP}}{1.2}$	—	H29/8/3追加																						
23	310	(2)式	$\frac{Q_a + Q_{FN}}{A_p} \leq \sigma_F$	$\frac{+Q}{A_p}$	H29/8/3追加																						
24	311	(5)式	$\bar{qf} = \bar{qu}/2$	$\bar{qf} = -/2$	H29/8/3追加																						
25	311	(8)式	$re = \left(\frac{D\bar{qfn}}{\bar{r}} + \frac{D^2}{4} \right)^{1/2}$	$re = \left(\frac{-}{\bar{r}} + - \right)^{1/2}$	H29/8/3追加																						
26	311	(8)式の下L4	\bar{qfn} :負の摩擦力度の・・・	$-$:負の摩擦力度の・・・	H29/8/3追加																						
27	311	(8)式の下L6	・・・(6)式は $60 + 2\bar{N}$ (kN/m ²)・・・	・・・(6)式は $60 + 2^-$ (kN/m ²)・・・	H29/8/3追加																						
28	311	(10)式	$Q_p = 0.7\bar{qc}A_p$	$Q_p = 0.7^- A_p$	H29/8/3追加																						
29	352	L3	最終改正 平成28年5月31日国土交通省告示第791号	最終改正 平成27年1月29日国土交通省告示第186号	H29/10/3追加																						
30	352	L24	(5) 特定天井が平成25年国土交通省告示第771号第3第2項若しくは第3項に定める基準に適合するもの、令第39条第3項の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けるもの又は同告示第3第4項第一号に定める構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられたもの	(5) 特定天井が平成25年国土交通省告示第771号第3第1項に定める基準に適合するもの、令第39条第3項の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けたもの又は同告示第3第2項第一号に定める基準に適合するもの	H29/10/3追加																						
31	376 407 425	L3 L3 L12	最終改正 平成28年5月31日国土交通省告示第791号	最終改正 平成27年1月29日国土交通省告示第186号	H29/10/3追加																						

No.	ページ	行等 (Lは行数)	正	誤	備考
32	458 459 460 464 468 472 482	L21 L10 L5 L3 L22 L3 L14	最終改正 平成28年5月31日国土交通省告示第791号	最終改正 平成25年8月5日国土交通省告示第773号	H29/10/3追加
33	462	囲み内	λ 建物のうち…又は鉄骨造である階	λ 建物のうち…又は鉄筋造である階	H30/1/31追加
34	482	L20	ロ 地震力に対して、…令第82条の5第三号の規定により…	ロ 地震力に対して、…令第82条の6第三号の規定により…	H29/10/3追加
35	482	下L4	(1) 屋根ふき材について、 <u>令第82条の5第三号の地震力を考慮して、屋根ふき材が取り付く階に生ずる…</u>	(1) 屋根ふき材について、 <u>建築物の損傷限界時に屋根ふき材が取り付く階に生ずる…</u>	H29/10/3追加
36	482	下L1	(2) 外装材及び屋外に面する帳壁(以下「外装材等」という。)について、 <u>令第82条の5第三号の地震力を考慮して、外装材等が取り付く部分…</u>	(2) 外装材及び屋外に面する帳壁(以下「外装材等」という。)について、 <u>建築物の損傷限界時における外装材等が取り付く部分の上下の部分…</u>	H29/10/3追加
37	483	L4	(3) 外装材について、 <u>令第82条の5第三号の地震力を考慮して、外装材等が取り付く階に生ずる…</u>	(3) 外装材について、 <u>建築物の損傷限界時における外装材等が取り付く階に生ずる…</u>	H29/10/3追加
38	483	L8	ハ イ及びロの構造計算を行うに当たり、 <u>地震以外の震動…</u>	ハ イ及びロの構造計算を行うに当たり、 <u>その他の震動…</u>	H29/10/3追加
39	483	第二号ハの式	$d_{ei} = \frac{3}{2} \left(\frac{T_{ei}}{2\pi} \right)^2 a_{ei} + \frac{3}{2} L_{ei} R$	$d_{ei} = \frac{2}{3} \left(\frac{T_{ei}}{2\pi} \right)^2 a_{ei} + \frac{2}{3} L_{ei} R$	H29/10/3追加
40	484	L26	最終改正 平成28年5月31日国土交通省告示第791号	最終改正 平成25年8月5日国土交通省告示第773号	H29/10/3追加
41	496	L5	最終改正 平成28年5月31日国土交通省告示第791号	最終改正 平成25年8月5日国土交通省告示第776号	H29/10/3追加
42	561	L20 キャプション	図9.6-2 平板載荷試験による許容応力度とN _{sw} の関係 ²¹⁾	図9.6-2 平板載荷試験による許容応力度とN _{sw} の関係 ³⁾	H30/2/16追加
43	581	L33 追加	21)(独) 都市再生機構、宅地耐震設計マニュアル(案), 2003		H30/2/16追加
44	619	(付1.2-15)	$Q_u = wA_3 \cdot \sigma_u / \sqrt{3}$	$Q_u = wA_3 \cdot \sigma_u \sqrt{3}$	H30/2/16追加
45	631	L15	…、ボルトのせん断耐力をコーン状破壊耐力が上回る条件から、次のように導かれる。	…、ボルトのせん断耐力がコーン状破壊耐力を上回る条件から、次のように導かれる。	H30/5/14追加
46	644	L9	$N/N_y > A_w/2A \text{ であるので}$ $M_{pc} = \frac{2 \cdot A}{A + 2 \cdot A_f} \cdot \left(1 - \frac{N}{N_y} \right) \cdot M_p$ $1.3 \times M_{pc} = 1.3 \times \frac{2 \times 186}{186 + 2 \times 48} \times \left(1 - \frac{1,224}{4,371} \right) \times 2,710 \times 10^{-6} \times 235 \times 10^3$ $= 786 \text{ kN} \cdot \text{m}$	$N/N_y < A_w/2A \text{ であるので } M_{pc} = M_p$ $1.3 \times M_{pc} = 1.3 \times 2,710 \times 10^{-6} \times 235 \times 10^3 = 828 \text{ kN} \cdot \text{m}$	H30/9/14追加
47	651	L7	また、 $\alpha/D=1.0\sim 2.0$ の範囲の部材の降伏時剛性低下率 a_y は(付1.3-4)式…	また、 $\alpha/D=1.0\sim 2.0$ の範囲の部材の降伏時剛性低下率 a_y は(付1.3-4)式…	H30/9/14追加

No.	ページ	行等 (Lは行数)	正	誤	備考
48	671	下L2	また、(5)⑥a)の…(付1.3-41)式を用いて算定することができる。	また、(5)⑥a)の…(付1.3-40)式を用いて算定することができる。	H29/7/28追加
49	675	L6、L28	M_u :そで壁付き柱の曲げ終局強度(N・mm)	追加	H29/10/3追加
50	675	L27	$M_u = \dots$	$M_o = \dots$	H29/10/3追加
51	779	L17	…(法第20条第1項第一号後段に規定する構造計算によって安全性を確かめる場合を除く。)	…(法第20条第1項第一号に規定する構造計算によって安全性を確かめる場合を除く。)	H29/10/3追加